

第 1 1 章

計画の推進体制

第1節 計画の推進体制と役割

計画の推進にあたっては、奈良県保健医療計画の内容が、保健、医療、介護、福祉等、広範囲にわたることから、県、市町村、医療機関等がそれぞれの責任と役割に応じた取組を行う必要があります。

(1) 県

県は、県全体の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築を目指し、他の計画と調和・連携を図りながら、「奈良県保健医療計画」に記載された取組を推進するとともに、市町村・医療機関・保険者等の関係機関と連携して、本計画に定めた目標の達成を図ります。

(2) 保健所

保健所は、入退院ルール調整会議等の連携会議を運営し、医療機関相互又は医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、各地域の医療提供体制を構築するための積極的な関与が求められます。

(3) 市町村

市町村は、地域保健法により、身近な保健サービスを実施することとなっていることから、住民の日常的な健康相談・健康管理や、入院を要しない軽度の傷病に対応する一次救急医療体制の整備等の保健医療サービスの確保を行うことが求められます。保健、医療、介護、福祉の連携を図り、質の高い地域包括ケアシステムを構築する上で、市町村の役割はますます重要になっています。

(4) 医療機関

医療機関は、良質かつ適切な医療を効率的に提供するとともに、それぞれの有する医療機能に応じて、病病連携・病診連携の推進等により、患者に対する切れ目ない医療提供に努め、本計画の推進に協力することが求められます。

特に、地域医療構想の推進に当たっては、地域の医療機能の分化・連携に係る地域課題を共有し、自らその機能・分化に取り組み、他の医療機関や介護施設等との連携を強化するなど、将来の医療需要に対応したバランスのとれた医療提供体制の構築を図る取組が求められます。

(5) 保険者等

もに、県保険者協議会における各保険者間の連携はもとより、医師会や歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係団体との連携も深めながら、加入者の健康づくりの啓発や適切な受療行動の促進に努める取組が求められます。

第2節 計画の評価と進行管理

(1) 計画の評価

本計画では、地域医療構想の推進をはじめ、国の「医療計画作成指針」における5疾病・6事業及び在宅医療等について課題を抽出し、解決に向け数値目標を掲げています。

これらの数値目標は、すべての県民が、将来にわたり必要な医療、介護、福祉のサービスが適切に受けられる、質の高い効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を目指すために定めた目標値であり、目標を達成するため、様々な施策を立案・実施するための指標としています。

計画の進捗状況の評価は、数値目標の達成状況や各施策の実施状況とその効果等をもって行います。

(2) 進行管理

本計画を効果的に推進していくためには、適切な進行管理と進捗状況の評価を行い、その評価を次の施策や取組に反映させていく「PDCAサイクル」の推進が重要となります。

そのため、計画の進捗状況の評価を毎年度行い、各疾病・事業ごとの協議会及び奈良県医療審議会へ報告するとともに、目標の達成に向けて、必要に応じて各取組の軌道修正等を行うことで、適切な進行管理に努めていきます。

(3) 進捗状況の公表

進捗状況の評価は、県のホームページ等で公表します。